

NEWSWAVE

～新しい時代を切り拓く実践経営情報紙～

発行
(株)本宮会計センター
 〒969-1169
 福島県本宮市本宮字小原田200-2
 TEL 0243-33-5535 FAX 0243-33-4467

人気投稿者の商品撮影サービスが大反響 コンテンツの「センス」が必要な時代が到来

写真・動画に特化した SNS として若い女性から絶大な支持を集めている Instagram(インスタグラム)。月間アクティブ利用者数は全世界で 7 億人、国内では 1,600 万人。投稿された写真などがきっかけで購買に至った利用者は全体の 4 割 (600 万人以上) にも上るため、見込み客確保の可能性を秘めた SNS である。

しかし、漫然と利用するだけでは効果は得られない。そこで、効果的な活用法を模索する企業向けに興味深いサービスが登場した。スナップマート(株)が提供する、「フォロワー1 万人以上の人気インスタグラマーが撮る ブツ撮り出張サービス」がそれだ。人気インスタグラマーが利用者に「ウケる」写真を撮影することが最大の売りである。しかし、撮影のみで税抜き 98,000 円からと高額(納品枚数は 15~20 枚)であり、撮影者のアカウントでの投稿もない。「人気があっても、プロカメラマンよりも高額で学生や主婦に依頼がくるのか?」と同社の江藤代表もリリース当初は半信半疑だったという。

ところが、リリースすると問い合わせが殺到。上質なコンテンツに仕上げる「センス」を求める企業が多いことがよくわかる。

情報を単に「拡散」するのではなく、「ターゲットの関心を惹くコンテンツを用意する」。マーケティングの王道手法が尊重される時代がやってきたのではないだろうか。

「法定相続情報証明制度」の創設 5月29日から制度の運用を開始

5月29日から全国の登記所(法務局)において、各種相続手続きに利用できる「法定相続情報証明制度」が運用開始される。現在、相続人は遺産(不動産や預貯金等)相続手続きに際し、被相続人が生まれてから死亡するまでの戸籍関係の書類等一式を全て揃えた上で、同じ書類を管轄の異なる登記所や各金融機関など、相続手続きを取り扱う各種窓口は何度も出し直す必要がある。

法定相続情報証明制度は、登記所(法務局)に戸籍関係の書類等一式を提出し、併せて相続関係を一覧に表した図(法定相続情報一覧図)を提出すれば、登記官がその一覧図に認証文を付した写しを無料で交付する。

具体的には、まず、相続人又はその代理人が、被相続人の戸籍関係の書類等を集め、その記載に基づく被相続人の氏名、最後の住所、生年月日などを記載した法定相続情報一覧図を作成する。

申出を受けた登記官が内容を確認し、認証文付きの法定相続情報一覧図の写しを交付するわけだ。法定相続情報一覧図の写しは、相続登記の申請手続きや被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な手続きに利用できるため、相続人・手続きの担当部署双方の負担の軽減が期待されている。

なお、代理人としては、法定代理人のほか、民法上の親族、資格者代理人(弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士に限る)が指定されている。



弊社では「MCS NEWS WAVEのメール配信」を促進しております!!
メールアドレスをご記入のうえ、0243-33-4467までご返信ください

メールアドレス

@

※FAXの印字状況により、文字が読み取りにくい時は確認の為、当社よりご連絡をする場合がございます。

※ご不要の場合または、該当者がお出でにならない場合は、FAXを返信頂ければ次週より配信を停止致します。